

日金協（業）第令 03-052 号

令和 3 年 6 月 3 日

各 位

日本貸金業協会

当協会におけるテレワーク等の実施状況について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の回復をお祈り申し上げます。また、この世界的な脅威に最前線で日夜立ち向かう医療関係者の皆さまに心から敬意を表しますと同時に、感謝申し上げます。

当協会は、お客様と全ての役職員の健康と安全を最優先としつつ、貸金業界の自主規制機関として、社会の安定維持に必要な金融インフラとしてのサービスの提供も行っております。そのため、出勤率について一律の削減目標は設定しておりませんが、可能な限り出勤者数を抑えつつ、出勤する役職員のテレワークや時差出勤等の推進を行い感染防止に努めております。

当協会では、新型コロナウイルス感染症対策として、下記の取組みを実施しております。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの公表
- ・ 貸金業務取扱主任者講習の受講特別措置（eラーニング講習）の実施
- ・ 協会員・職員向けオンデマンド研修（動画配信）の実施
- ・ 協会員・消費者へのコロナ関連情報発信
- ・ 会議体（理事会、会議、委員会等）のオンライン化
- ・ 本部機能（相談等業務）の分散
- ・ 勤務体制の変更（テレワーク、時差出勤）
- ・ 不要不急の出張の見合わせ
- ・ 職員の感染予防・健康管理の徹底（大勢で集まる行事の参加自粛）
- ・ 飛沫感染を防ぐための取組（パーティション（アクリル板等）の設置）

以上